

## 生産森林組合における支援交付金制度の活用実態\*1

## —佐賀市富士町の事例—

池江真希子\*2 · 佐藤宣子\*3 · 興枳克久\*3

池江真希子・佐藤宣子・興枳克久：生産森林組合における支援交付金制度の活用実態—佐賀市富士町の事例— 九州森林研究 59：1－5， 森林整備地域活動支援交付金（以下支援交付金と略）制度の運用は、地域の裁量によるところが大きく、その活用方法も様々であることが明らかとなってきた。佐賀市富士町においては森林所有者を交付対象者として、集落ごとに協定団地を設定しており、富士町における支援交付金の14%は生産森林組合（町内で11組合）への交付である。S区のS生産森林組合においては、高齢化による森林管理の担い手不足が懸念されつつも、住民（組合員）の共同による森林管理がなされており、入会的性格が強く残っていることが明らかとなった。生産森林組合における一定規模の支援交付金は、生産森林組合の活動維持や農林地の保全へとつながっており、支援交付金の継続が望まれる。

キーワード：支援交付金、生産森林組合、集落、地域森林管理

## I. はじめに

2002年度に創設された森林整備地域活動支援交付金制度は、4年目を迎え、制度の見直しを控えている。支援交付金制度は、交付対象者や協定団地設定等に関して、地域の裁量によるところが大きく、様々な活用ケースが存在する。しかし、支援交付金制度の事例分析は、農政分野における中山間等直接支払制度に比べ、圧倒的に少ないのが現状である。佐賀市富士町では、集落を協定団地とし、小規模所有者を交付対象者とした支援交付金の活用事例(I)があり、富士町では、生産森林組合への交付額も大きいことが判明している。本報告では、佐賀市富士町のS区にあるS生産森林組合を事例に、組合員の共同による森林管理を行ってきた生産森林組合が支援交付金をどのように活用してきたのか、また、そのことがS区における地域森林管理にどのような影響をもたらしたのか明らかにすることを目的とする。

## II. 研究方法

まず、富士町における支援交付金制度への取り組み方を整理し、運用状況を把握することで、交付対象者としての生産森林組合が富士町の支援交付金制度においてどのような位置付けにあるのかを明確にする。

次に、事例として取り上げるS生産森林組合の概要を押さえた上で、同生産森林組合が交付対象者として含まれる協定団地S区の支援交付金の運用状況を把握し、区と生産森林組合との関連性を明らかにする。これを踏まえ、S生産森林組合の支援交付金活

用による具体的な効果を報告する。また、効果的な活用に至った背景を明らかにする。

最後にS生産森林組合における担い手問題の対する新たな動き把握した上で、生産森林組合による地域森林管理に対する支援交付金の制度運用の在り方を考察する。

調査は、佐賀県森林整備課、富士大和森林組合で資料収集を実施し、S区長とS生産森林組合役員に対して2005年に聞き取り調査、及び出役や収支に関する資料収集を行った。さらに、S区を中心に活動している森林組合の請負作業班員5名への聞き取り調査を行った。

## III. 富士町における支援交付金制度運用

佐賀市富士町は、人口4,835人、世帯数1,393戸、総土地面積14,325haで、佐賀県北部に位置する。林野率は80.5%、人工林率90.6%と高く、佐賀県有数の林業地域である。

富士町では、おもに住民の自治組織の単位である「行政区（以下、区と省略）」ごとに協定団地を設定しているが、小規模な区はまとめて一団地を形成している。よって、33の行政区で20の協定団地を設定し、支援交付金制度が運用されている。対象行為は現況調査に限定されており、実際に現況調査を行い、報告書を提出した森林所有者に対して、支援交付金が交付される。対象行為が現況調査に限定されているのは、計画的施業の実現のために、所有者が森林に足を運ぶことによって森林の現況を把握したいという富士大和森林組合の意向によるものである。富士大和森林組合は、制度運用に必要な事務手続きを代行しており、支援交付金

\*1 Ikee,M.,Sato,N.and Kohroki,K.: The current pattern of "Forest grant" for production forest association ~A case of Fuji Town,Saga City ~

\*2 九州大学大学院生物資源環境科学府 Grad.Sch.Biores.Bioenvir.Sci.,Kyushu Univ.,Fukuoka 812-8581

\*3 九州大学大学院農学研究院 Fac.Agric.,Kyushu Univ.,Fukuoka 812-8581

の20%をその手数料としている。

また、富士町においては、森林所有者に対する交付の際、独自の配分方法を取り入れている。協定団地である区に対しては、従来どおり、積算基礎森林面積（ただし、富士町では積算基礎森林はすべて35年生以下の人工林である）1 ha 当たり1万円が交付され、実際に現況調査を行った森林所有者に対しては、林齢に関係なく、すべての人工林面積の割合に応じて配分される。

つまり、森林所有者に対する支援交付金の配分額の決定要素として、①所有する人工林面積、②協定団地への交付金額、③現況調査を行った所有者の割合が考えられる（図－1 参照）。

富士町における支援交付金の交付額は約3,400万円である。森林組合への事務手数料を引いた所有者への交付額約2,700万円のうち個人への配分が56%を占めている。生産森林組合への配分は、14%程度であるが、1件当たりの交付額が50万円以上の場合も多く、交付額が大きいのが特徴である（表－1 参考）。

#### IV. S 生産森林組合の概要

##### 1. 富士町の生産森林組合

富士町では1966年の入会林野近代化法によって、25の生産森林組合が設立した。生産森林組合は当時の部落有地を出資して設立されて、共有入会慣習が維持され、「入会的生産森林組合」（2）と規定し得る。しかし、1998年から2002年にかけて、法人税の負担が重いことなどが原因で、14組合が解散し、地縁団体となった。富士町において、この地縁団体は「区有林」と認識されている。現在、存続している生産森林組合は11組合である。11組合の総組合員数は396人、総面積は1,106haである（表－2 参考）。その中でも、本報告では所有面積が387ha（そのうち約60haは隣村に所有）と最も大きいS生産森林組合（表－2では組合番号6）を取り上げることとする。

##### 2. S 生産森林組合の概要

S 生産森林組合の組合員数は32人（ただしここでの組合員数は聞き取り調査によるもので、表－2とは若干異なる）で、すべてS区の住民である。

S 生産森林組合のあるS区は、人口154人、世帯数33戸、高齢化率31%である（2004年4月現在）。専業農家率19%、第I種兼業農家率37%、第II種兼業農家率33%とII兼農家率が低く、若い世代を中心とした農業が盛んである。夏場の冷涼な気候を生かした雨よけハウスによるほうれん草の栽培が多い。

しかし、高齢化が進行しているのも事実であり、近年では、高齢者が町外に住む子供のもとへ移住し、離村するケースもある。また、農業に対する経済的不安から、賃労働へ移行する傾向も見られる。

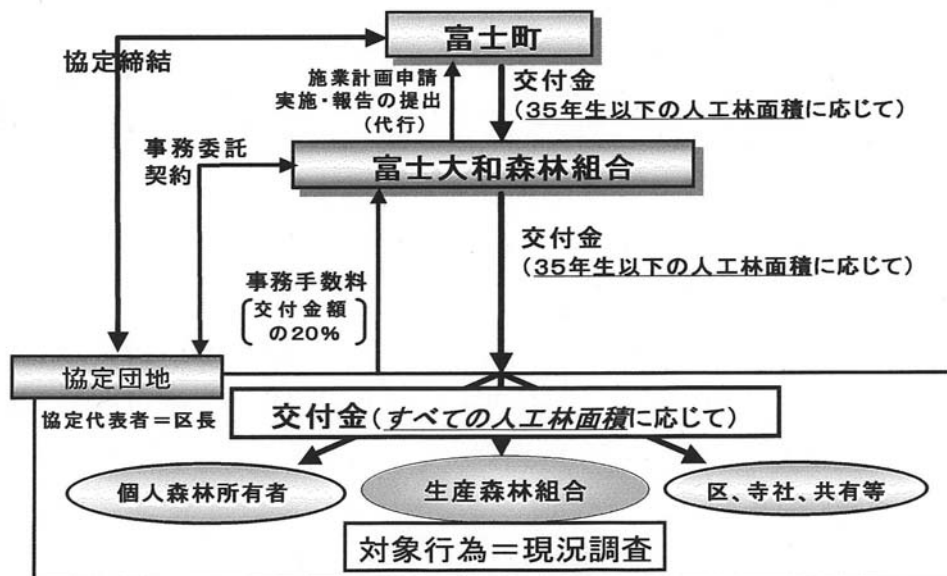
S 生産森林組合はS区内の所有林のうち、約160haを一組合員当たり約5 ha ずつに分割し、地上権を設定している。転出する場合は、地上権をS生産森林組合に返還する必要がある、不在村者がS生産森林組合林を管理することはない。

S 生産森林組合の出役は、「財産区役」と呼ばれており、「森林は区の財産である」との認識が強い。財産区役は、年4日、切捨て間伐や枝打ちが行われる。参加率も8割以上で、若い世代の参加も多い。組合員が作業機械を持ち寄るので、経費削減にもつながっている。

このように、S 生産森林組合の活動は、S区としての活動とほぼ同じ位置付けがなされ、共有入会的慣習が根強く残っている。

##### 3. S 区の支援交付金制度運用

協定団地S区における支援交付金制度の協定者数は46人である。これには、他の区に居住する森林所有者や不在村所有者も含まれている。S区の団地面積は382haであり、そのうち積算基礎森林となる35年生以下の人工林面積は144haで、S区への支援交付金の交付額は約144万円交付額となっている。ただし、事務手数料とし



資料：富士大和森林組合の聞き取り調査をもとに作成

図－1. 富士町の支援交付金運用の流れ

表-1. 交付階層別にみた交付金額の分布

(単位:千円)

実交付額	交付者の性格 (対象行為実施者)							総計	比率
	個人	共有	神社・寺院	区	生産森林組合	他地区共有	森林組合		
~1,000円	49	0	0	0	0	0	0	49	0.2%
1,000~5,000円	739	13	10	2	0	0	0	764	2.8%
5,000円~1万円	1,563	13	20	0	0	0	0	1,596	5.8%
1万円~3万円	6,191	200	99	0	0	14	0	6,504	23.7%
3万円~5万円	3,651	133	0	106	126	0	0	4,016	14.7%
5万円~10万円	2,486	145	0	164	57	0	0	2,852	10.4%
10万円~50万円	740	280	0	2,117	1,179	0	0	4,316	15.8%
50万円以上	0	0	0	503	2,469	0	4,325	7,297	26.6%
総計	15,419	784	130	2,893	3,831	14	4,325	27,396	100.0%
(比率)	56.3%	2.9%	0.5%	10.6%	14.0%	0.1%	15.8%	100.0%	%

資料: 富士大和森林組合資料より作成

注: ①個人が複数協定のメンバーの場合は、別人格としてカウントされている。

②森林組合への交付額とは、事務手数料(20%)とは別に対象行為受託による交付額である。

て交付額の20%は富士大和森林組合に支払うため、実際の交付は約115万円である。そのうち、S生産森林組合への配分が84%と非常に大きく、個人の森林所有者への配分は15%に留まっている。

S生産森林組合への交付の割合が大きい理由として、S区内において、S生産森林組合が所有する人工林面積が307haと非常に大きいことが挙げられる。また、S生産森林組合の所有林のうち、個人に貸付けている森林についても、所有者であるS生産森林組合が支援交付金を受け取ることとしている。

対象行為である現況調査、調査報告書作成はS生産森林組合の役員によって行われている。

## V. S生産森林組合による地域森林管理

### 1. 支援交付金の活用実態と効果

S生産森林組合への支援交付金額は、約100万円である。S生産森林組合は、木材販売収入がなく、主な収入は補助金であるため、支援交付金は、重要な追加財源となっている。

S生産森林組合では、支援交付金を作業道の補修費に活用している。S区では町の補助事業によって作業道を開設してきたが、その維持管理は、受益者負担とされたため、S区が担ってきた。しかし、十分な維持管理を行うだけの資金を調達することができなかった。その結果、2003年に降雨により作業道から土砂が流出し、農林地へ被害をもたらした。そこで、支援交付金をつかって作業道の補修を行うこととした。S生産森林組合に交付された支援交付金のうち、初年度は約50万円、次年度は約75万円で生コンを購入し、作業道補修を行った。補修にはアスファルトを使用することも考えられたが、建設業者への委託が必要であり、生コンによる補修であれば地元住民による自力での補修が可能であり、経費削減にもつながった。また、残りの支援交付金は共同活動の経費として利用されている。

このように、S生産森林組合では、支援交付金を作業道の補修費に充て、それによって農林地の保全が図られ、今後の持続的な地域森林管理につながることを考慮すれば、支援交付金の意義は大きい。こうした支援交付金の効果的活用の背景には、組合員の地域森林管理に対する認識の高さを指摘することができる。それ

表-2. 富士町の生産森林組合の概況

組合番号	組合員数	所有面積 (ha)
1	11	19
2	19	31
3	21	18
4	22	233
5	24	47
6	36	387
7	38	26
8	46	30
9	50	118
10	55	25
11	74	172
計	396	1106

資料: 富士大和森林組合資料より作成

について、以下2. ~3. で考察する。

### 2. S生産森林組合員の集落帰属意識

S区では、2002年に区の公民館を建設している。その建材として、S生産森林組合林のヒノキ70年生、スギ55年生40aの主伐材が使用された。本来、公民館建設においては、一般業者から建材を購入した方が、経費も低く抑えられた。しかし、敢えて経費が高価なS生産森林組合林の材を利用するに至ったのは、30歳代~40歳代の住民から、「先人たちが育ててきた木に対して誇りを持ち、自分たちの公民館を自分たちの木で建てよう」という声があがったためである。

S生産森林組合は、設立当時、組合員個人に対して、土地を分割せずに貸付け、地上権を設定した。支援交付金は、個人への貸付分もすべて、土地所有者であるS生産森林組合に交付されることとなるが、その用途については、S生産森林組合の裁量次第である。そのため、個人への貸付分に相当する支援交付金については、その土地の地上権をもつ個人の組合員への配分も想定できたはずである。しかし、実際は、個人への貸付分に相当する支援交付金もすべて、S生産森林組合が取り扱うこととなった。組合員の間では生産森林組合≒集落として、支援交付金を活用するという合意形成が自然となされていたのであろう。

このように、S生産森林組合員は、自分たちの手で集落内の森

林を共同で守り、集落機能そのもの（例えば公民館といったハード面も含めて）を維持していこうという集落帰属意識が非常に高い。S生産森林組合における支援交付金の円滑且つ有効利用の背景には、こうしたS生産森林組合員の意識の高さがある。

### 3. S生産森林組合の存続意義について

S区の森林面積のうち、約85%を生産森林組合が所有しており、S区における森林資源の管理は生産森林組合が主体となって行っていると言える。また、生産森林組合の組合員は区の住民であり、その活動も集落機能を基盤としている。

富士町では、法人税負担など様々な理由から、生産森林組合を解散するケースが相次いだ。それにも関わらず、S生産森林組合が「生産森林組合」として存続しているのは、一つには、生産森林組合であれば、外部者の侵入を防ぐことができるという利点がある。地縁団体の場合、その地域に在住していれば、自動的に地縁団体の加入権利を得ることとなり、土地利用の権利が認められる(2)。S区では近年、別荘地開発等で部外者が地域内への混住化の進行が危惧されており、S区の住民はそれら部外者の介入を拒むことで、地元の森林を自分たちで守ろうとしている。S区の場合、生産森林組合として存続することで、地元住民による集落共同の森林管理が行える環境を維持しているのである。

二つめに、S区生産森林組合林の地上権をもつ組合員の不在村化を防ぐことができる。職を求めて、あるいは高齢者独居世帯の不安から、住民が都市へと移動する傾向がある中で、S生産森林組合において、組合員は転出する際に地上権を返還しなければならない。つまり、組合員が転出した場合でも、その個人の使用していた土地は自動的にS生産森林組合によって直轄管理されることになる。

このように、S生産森林組合が存続することで、地域森林は地元住民の手によって、管理される形態が維持されている。しかし、S区では住民の高齢化によって、S生産森林組合における森林管理の担い手不足が懸念されていることも事実である。

## VI. 地域森林管理の新たな担い手 ～S区請負作業班～

### 1. 請負作業班の概要

S区には、47歳の一人親方（S区内に在住）を中心とした請負作業班が存在する。他の作業員は、S区内に在住している49歳、33歳とS区外に在住している21歳、20歳で、計5人である。S区内に在住している2人は、農業を営んでおり、農閑期に作業班の活動をしている。また、S生産森林組合の財産区役においても、作業の中心的存在である。一方、S区外に在住している20歳代の2人は、作業班に通年従事している。

### 2. 設立の背景

富士大和森林組合は、10年ほど前に、事業の増加や作業員の高齢化を背景に、人手不足が問題となった。それに加え、地元住民によって地元の山を管理できるようにするという目的から、各区に請負作業班を立ち上げることが構想された。しかし、林業が過酷な仕事であるとの認識からか、作業班設立は難航し、実際に設立に至ったのはS区だけであった。また、S区では、農閑期の職を求める声があったことが、作業班設立を後押ししたとのことで

ある。

### 3. 事業の展開

事業は主にS区を対象に行われる。事業の確保は、富士大和森林組合からの請負事業が全体の50%、請負作業班から森林所有者へ声かけをして作業の委託を確保するものが25%、個人の森林所有者や生産森林組合からの直接委託が25%となっている。

2004年度には、下刈りを4ha、切捨て間伐を7ha、針葉樹収入間伐を3.5ha、竹林改良を14ha行っている。間伐材は、佐賀市内の木材市場などに出荷している。再造林の費用負担を考えると、皆伐はできないのが現状である。

今後の事業確保としては、支援交付金制度の対象行為である現況調査を行った森林所有者が、森林整備の必要性を認識し、その実行手段として、請負作業班への事業委託とつながることが想定されている。

また、S生産森林組合からの委託の増加も考えられる。S生産森林組合では、組合員の高齢化によって、年4日の財産区役の存続が懸念される状況にある。生産森林組合林の整備の基盤となっている財産区役が行えなくなることは、地域全体にとっても問題であり、請負作業班が生産森林組合有林の整備を中心的に担うことは、有効な手立てであろう。

47歳の一人親方は、20代の作業員に対して、熱心な林業技術指導を行っている。「現在、森林の荒廃が進み、一刻も早く持続的な森林管理を確立していかなければならない。自分が20年かけて習得した技術を、10年で教え込まなければならぬ。20年後には、今の若者が中心となって、富士町内の森林管理を行ってほしい」という思いがある。

このように、S区の請負作業班が積極的にS生産森林組合林の整備を行い、地域全体の森林整備が向上する可能性がある。S生産森林組合への支援交付金を請負作業班の活動に生かすことも、今後検討される必要があるだろう。

## VII. 考察

以上、S生産森林組合の活動を中心として、S区の集落共同での森林管理に着目してきた。先人の財産を受け継いで後世へも引き継ぐべく、集落が一丸となって地域森林管理に取り組んでいる。しかし、他の山村地域と同様、S区も過疎化、高齢化が進行しつつあるのも事実であり、財産区役の活動維持が懸念されている。

このような中、若い世代で構成された請負作業班は、S区における地域森林管理の新たな担い手として注目できる。作業の効率性を考慮すると、将来、S区内の森林管理を一括して請負作業班が行うことも考えられるが、現段階においては、S区の共同による森林管理体制が維持される上で請負作業班の果たす役割に注目すべきであろう。とくに、請負作業班がS区における数少ない後継者層の森林管理技術の向上、技術伝承を担っている点は大いに評価されるべきである。

このように、S区では先人より受け継がれてきた集落共同による森林管理という形態は、S区の請負作業班を新たな担い手として取り込みつつも、入会的生産森林組合（＝S生産森林組合）により維持されている。そして、S生産森林組合は、集落帰属意識の高い組合員によって構成されていることや、地元による森林管

理を維持するために生産森林組合として存続することに意義を見出していることなど、支援交付金制度の活用においても、その入会的性格が発揮されることとなった。支援交付金制度は入会的生産森林組合の森林管理活動の存続には有効であり、制度の継続が強く望まれる。

## 引用文献

- (1) 池江真希子 (2005) 九州大学 卒業論文「『森林交付金』制度による小規模所有者支援の実態—集落構造との関連に着目して—」
- (2) 半田良一 (2005) 国民と森林93：9-16  
(2005年11月14日 受付：2006年1月23日 受理)